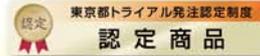


募集!

東京都トライアル発注認定

～優れた新商品等を生産・提供する中小企業者を
「新事業分野開拓者」として認定します～

[東京都トライアル発注認定制度とは]



- 中小企業の新規性の高い優れた新商品等の普及を支援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します!!

⇒ 詳細は裏面

多くの認定事業者が、認定商品の
認知度・信用力が向上した等、効果を実感!!

平成22・23年度認定事業者アンケートより

募集期間 平成25年4月11日(木)まで



掲載商品は、平成24年度認定商品です。

東京都トライアル発注認定制度の概要

対象

都内中小企業者が生産・提供する、平成20年2月以降平成25年2月までに販売開始した物品及び役務（以下、「新商品等」と言う。）

- ※食品衛生法で規定する食品、薬事法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品、建設工事等における工法・技術は対象となりません。
- ※認定対象は都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者です。
- ※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし当該商品に機能などが付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請することができます。

認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)～(4)のいずれにも適合することが要件です。都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

- (1)新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2)新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3)新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4)新商品等が、都の機関において使途が見込まれるものであること

認定を受けると…

☆都のホームページ等で認定商品をPRします。

☆認定商品が物品の場合、その認定期間中、都の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。

※平成25年度の認定期間は、認定を通知した日から平成28年3月31日までです。

※認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。

☆認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します。

※認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入を約束するものではありません。

申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、下記提出先まで直接持参または郵送してください。
(郵送の場合、**4月11日(木)**必着)

申請書及び募集要項

東京都トライアル

検索

東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html>

提出先・お問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁11舎30階中央 TEL 03-5320-4762

産業労働局商工部創業支援課総合支援係

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JR ほか「新宿駅」

認定及び購入・評価の流れ

(1) 申請書の作成・提出



(2) 審査会での審査(書類審査・面接審査・訪問調査等)



(3) 認定事業者の決定



(4) 都がホームページ等でPR・一部商品を都が試験的に購入・評価